

狭山市市制施行 70 周年記念事業
狭山市姉妹・友好交流都市招へい事業 業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務名称

狭山市姉妹・友好交流都市招へい事業業務委託

2 業務目的

市制施行 70 周年という節目の年を契機として、姉妹・友好交流都市との交流のさらなる活性化を目的として狭山市へ招へいするものである。

3 業務期間

令和 6 年 10 月 17 日(木)~10 月 21 日(月)

4 業務内容

別添仕様書のとおり

5 業務規模

本業務の上限価格は、1,100,000 円（税込）とする。

6 本プロポーザルに関する事務担当課

狭山市 市民部 自治文化課

〒350-1380 埼玉県狭山市入間川一丁目 23 番 5 号

電話番号：04-2937-5749

ファックス番号：04-2954-6262

E-mail：culture@city.sayama.saitama.jp

※本プロポーザルに関する書類の提出、質問等はすべて上記担当課で受け付けるものとする。

7 参加資格要件

下記全ての要件を満たしていること。

(1)地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2)消費税及び地方消費税に滞納がないこと。また、本市の市税に滞納がないこと。

8 参加の意思表示

参加の意向がある者は、その意思を明確にすること。

(1) 提出書類

参加表明届（様式 1）

(2) 提出部数

正 1 部（正は原本）

(3) 提出方法

持参、または郵送(必着)

- (4) 提出期限
令和6年5月24日（金）まで（土・日を除く）
- (5) 受付時間
午前9時から午後5時まで

9 企画提案書等の提出

上記8により企画提案書等の提出に参加の意思を表明した者は、以下の内容に基づく事項について企画提案書等を作成し提出するものとする。

(1) 提出書類

項番	項目及び内容
①	【項目】 <u>企画提案書の提出について</u> 【内容】 ・様式2
②	【項目】 <u>企画提案書</u> 【内容】 ・別紙「提案書作成要領」のとおり
③	【項目】 <u>業務実績調書</u> 【内容】 ・様式3 ・過去5年間における同種業務において、高い自己評価を行っている実績について記載すること。
④	【項目】 <u>業務実施体制調書</u> 【内容】 ・任意様式。ただし簡潔に分かりやすく記述すること。 ・本業務委託実施に係る従事スタッフ人数及び組織図
⑥	【項目】 <u>見積書</u> 【内容】 ・任意様式

※指定書式で記載するように求めている場合と見積書を除き、提案者を特定することができる内容の記述はしないこと。

- (2) 提出部数
正1部、副8部（正は原本、副は写し）
- (3) 提出方法
持参、または郵送(必着)
- (4) 提出期限
令和6年5月29日（水）まで（土・日を除く）
- (5) 受付時間
午前9時から午後5時まで

10 企画提案書等に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出

企画提案書等に関する質問がある場合は、質問書（様式4）に質問事項を記載し、上記電子メールアドレス宛に提出すること。なお、提出した場合は、電子メール送信後に確認のた

め電話による連絡を行うこととする。

(2) 受付期間

令和6年5月20日(月)午後3時まで

(3) 質問に対する回答

提出された質問事項を取りまとめの上、提案者全員に対し、令和6年5月22日(水)午後3時までに電子メールにて回答する。

この回答は、募集要領をはじめとする本プロポーザルに関する書類の記載事項追加又は修正とみなすものとする。

なお、回答に対する再質問は原則受け付けない。

11 受託者の選定

選定委員により、提出書類の内容を評価し、評価点数が最も高く、かつ、見積金額が本業務の上限価格を下回っている者を受託候補者とする総合評価方式により選定する。ただし、最高得点となった者が複数ある場合については、選定委員の協議により選定する。また、公募の結果、候補者が1者のみだった場合、参加資格条件や仕様書の内容が特定の業者に特化していないかどうかを確認のうえ、問題がなければ審査を行い、最低基準点の60点を満たしていれば受託候補者とする。なお、審査は非公開とする。

(1) 評価項目

No.	評価項目
1	本事業に対する考え方
2	業務実績
3	人員体制
4	提案内容
5	費用

(2) 選定結果の通知

選定結果及び提案者の総合評点は、提案者すべてに書面で通知する。ただし、選定経過は一切公表しない。

12 契約の締結

上記10で選定された者と契約締結の交渉を行う。なお、契約が成立しない場合は、選定委員による評価点数が高い者から順に、契約締結の交渉を行う。

13 その他

(1) 企画提案書等の作成・提出等、本プロポーザルに要する費用はすべて提案者の負担とする。

(2) 本プロポーザルに対し、2以上の提案はできないものとする。

(3) 提出後の書類等の再提出及び記載されている内容の修正や変更は認めない。

- (4) 提出された書類等は、一切返却しない。
- (5) 提出された書類等は、本プロポーザルで必要な場合は、複製することがある。ただし、提案者に無断で本プロポーザル以外に使用することはない。
- (6) 提出された書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ・提出書類が期限内に提出されなかった場合
 - ・提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ・その他、本募集要領において示した条件等を満たしていないと判明した場合
- (8) 見積金額は契約金額を保証するものではなく、本業務に係る費用の見込額とする。
- (9) 選考された企画提案書に係る著作権は本市に帰属するものとする。